

生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の課税標準の特例
届出書提出用チェックシート

以下太枠内に必要事項を記入した本チェックシートを、「課税標準の特例に関する届出書」に添付して下さい。

年 月 日

事業者名

担当者名・連絡先

印

①必要提出書類について【下記項目について提出前に確認を行い、右側のチェック欄に「レ」をチェックしてください】		
項番	提出書類	申請者用 チェック欄
1	償却資産申告書・種類別明細書（提出用）	
2	先端設備等導入計画に係る認定申請書（写）	
3	先端設備等導入計画の認定書（写）	
4	先端設備等に係る誓約書（写）	
5	工業会等による、仕様書等証明書（写）	
6	（リースを利用して固定資産税の軽減措置を受ける場合）リース契約書（写） ※ただし、先端設備等導入計画の申請者が課税標準の特例を受ける場合には不要	
7	（リースを利用して固定資産税の軽減措置を受ける場合）公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書（写） ※ただし、先端設備等導入計画の申請者が課税標準の特例を受ける場合には不要	
8	（事業用家屋の固定資産税の軽減措置を受ける場合）建築確認済証	
9	（事業用家屋の固定資産税の軽減措置を受ける場合）建物の見取り図	
10	（事業用家屋の固定資産税の軽減措置を受ける場合）先端設備の購入契約書（写）※その他、それに代わるもの	

②課税標準の特例対象条件の確認について【下記内容について提出前に確認を行い、当てはまるものに○をつけてください】																										
項番	確 認 内 容			当てはまるものに○をつける																						
1	先端設備等導入計画の申請者が 会社及び資本又は出資を有する法人 の場合	賦課期日（本年1月1日現在）及び資産の取得時期において、資本金又は出資の総額は1億円以下ですか？		いいえ	はい																					
	先端設備等導入計画の申請者が 資本又は出資を有しない法人や個人 の場合	賦課期日（本年1月1日現在）及び資産の取得時期において、従業員数は1,000人以下ですか？		いいえ	はい																					
2	賦課期日（本年1月1日現在）及び資産の取得時期において、①又は②に該当していませんか？ （①又は②に該当する法人は課税標準の特例の適用対象外です。） ①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金若しくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける法人 ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人			いいえ	はい																					
3	課税標準の特例を届け出る資産は1単位あたり下表の取得価額ですか？ <table><tr><th>資産の種類</th><th>取得価額</th><th>販売開始時期</th></tr><tr><td>建物附属設備（※1）</td><td>60万円以上</td><td>14年以内</td></tr><tr><td>機械及び装置</td><td>160万円以上</td><td>10年以内</td></tr><tr><td>工具（測定工具及び検査工具）</td><td>30万円以上</td><td>5年以内</td></tr><tr><td>器具及び備品</td><td>30万円以上</td><td>6年以内</td></tr><tr><td>構築物</td><td>120万円以上</td><td>14年以内</td></tr><tr><td>事業用家屋（※2）</td><td>120万円以上</td><td>（新築のもの）</td></tr></table> ※1償却資産として課税されるものに限る。（家屋として課税されるものを除く。） ※2取得価格の合計が300万円以上の先端設備を移動させるために、先端設備とともに導入されたものに限る。			資産の種類	取得価額	販売開始時期	建物附属設備（※1）	60万円以上	14年以内	機械及び装置	160万円以上	10年以内	工具（測定工具及び検査工具）	30万円以上	5年以内	器具及び備品	30万円以上	6年以内	構築物	120万円以上	14年以内	事業用家屋（※2）	120万円以上	（新築のもの）	いいえ	はい
資産の種類	取得価額	販売開始時期																								
建物附属設備（※1）	60万円以上	14年以内																								
機械及び装置	160万円以上	10年以内																								
工具（測定工具及び検査工具）	30万円以上	5年以内																								
器具及び備品	30万円以上	6年以内																								
構築物	120万円以上	14年以内																								
事業用家屋（※2）	120万円以上	（新築のもの）																								
4	「先端設備等導入計画に係る認定申請書」記載の先端設備等の取得価額と、償却資産申告書の資産の取得価額は一致していますか？ （「いいえ」の場合はその理由（例：見積価格と実際の購入価格との差額によるもの）を下欄にご記入ください。 差額が大きい等、確認が必要と判断された場合には、設備購入時の契約書等を追加で提出していただくことがあります。） （理由）			いいえ	はい																					

※本チェックシートは、「地方税法附則第15条第47項に規定する固定資産税に係る課税標準の特例」の適用条件に該当することを確認するための書面です。